E―⑬―44167
E―⑩―44168
E―㉙―44169
E―⑳―44170
E―②―44171
E―⑬―44172
E―㉓―44173
E―⑪―44174
E―㊳―44175
E―⑦―44176
E―⑫―44177
E―⑬―44178
E―㊳―44179
E―⑩―44180
E―㉙―44181
E―㉒―44182
E―⑩―44183
E―④―44184
E―㊱―44185
E―②―44186
E―⑨―44187
E―⑪―44189
E―⑪―44190
E―⑧―44191
E―㊻―44192
E―㉓―44193
E―㊹―44194
E―㉗―44195
E―㉓―44196
F―㉗―1315
F―⑬―1316
F―㉘―1318
F―㊼―1319
FE―⑬―1314
FE―㊹―1317
FE―⑪―1320
FE―⑬―1321

菱川　大介
有限会社リード
有限会社近商
召田　利彦
有限会社八木橋装建
株式会社ワタナベ
株式会社クロスファイブ
株式会社ヨシケン
岡田　亮
兼子　幸一
清水　篤二
株式会社ウエダ
冨永　健太
株式会社サンコー・インテリア
株式会社フィット
株式会社ミキ
安慶　肇
八和企画株式会社
松本　茂人
其田　昌浩
有限会社インテリア芝野
有限会社イシカワガラス
有限会社サイトウカーテン
有限会社丸木屋
株式会社南州
有限会社コルモ
株式会社板井装飾
寺西　一馬
株式会社サンヒコ
拓新国際株式会社
ハーマン・ジャパン株式会社
神扇工業株式会社
有限会社ドラゴントレーディング
ＰＡＥグローバル株式会社
株式会社ＯＴＯＧＩＮＯ
有限会社ニコーシート産業
東栄株式会社

○法務省告示第五百二十九号

青森県南津軽郡藤崎町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年十二月二十六日

法務大臣　滝　　実

青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字新城百二十六番地

釜野　スワ

○外務省告示第三百八十八号

平成二十四年十二月十二日にアンマンで、パレスチナ難民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億三千万円

3　署名者

日　　本　　側　小菅淳一在ヨルダン大使

国際連合パレスチナ難民救済事業機関側　フィリッポ・グランディ事務局長

平成二十四年十二月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百八十九号

平成二十四年十二月四日にローマで、イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億八千万円

3　署名者

日　　本　　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十四年十二月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百九十号

平成二十四年十二月四日にローマで、ジブチ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千万円

3　署名者

日　　本　　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十四年十二月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百九十一号

平成二十四年十二月四日にローマで、ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億六千万円

3　署名者

日　　本　　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十四年十二月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百九十二号

平成二十四年十二月四日にローマで、スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　　本　　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十四年十二月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百九十三号

平成二十四年十二月四日にローマで、ソマリア連邦共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千万円

3　署名者

日　　本　　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十四年十二月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百九十四号

平成二十四年十二月四日にローマで、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億三千万円

3　署名者

日　　本　　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十四年十二月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百九十五号

平成二十四年十二月四日にローマで、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　　本　　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十四年十二月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百九十六号

平成二十四年十二月四日にローマで、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　　本　　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十四年十二月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百九十七号

平成二十四年十二月四日にローマで、レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億九千万円

3　署名者

日　　本　　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十四年十二月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎